

のびのび赤ちゃん応援金

を支給しています！

所得制限
なし！！

1人につき
1万円

児童手当受給者
(公務員以外)
申請不要



※生活保護を受給している方は対象とはなりません

申請が必要な方と申請方法

① 市から児童手当を受給する方

→ 申請不要です！ 後日、お知らせのうえ、児童手当の受給口座に振り込みます。

② それ以外の方（公務員の方、所得上限を超過している方）

→ **申請が必要です！**

申請書及び添付書類を、電子又は郵送で、子育て支援課へ。

【申請期限】 出生から6か月以内（消印有効）

※詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

■ さいたま市 子育て支援課（受付時間：平日8:30～17:15）

TEL 048-829-1273 FAX 048-829-1960